

令和4年第5回加賀市農業委員会定例総会

令和4年5月25日(水)

開会（午後2時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第5回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち12名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に加納委員、紺谷委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。早速議事を進行します。
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。 5番中野委員、6番中出委員を指名します。
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（田町）	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。

資料1の位置図は1ページ、資料2は調査書が1ページです。併せてご覧ください。■■■■■■■■■■から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。

整理番号1番ですが、■■■■の譲受人が■■■■の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の合計経営面積は210aです。譲渡人は高齢により耕作しておらず、申請の農地を含めこの後に説明します非農地証明の案件の農地とともに、所有する農地全部について譲受人に譲渡するものです。譲受人は■■■■の生産組合の同意を得て農地を取得するものです。譲受人は■■■■しており、荒廃して非農地証明の対象となっている農地は■■■■への活用が期待できます。またこの申請農地は現在耕作されておらず荒廃寸前ですが、譲受人が取得後に耕作をするものです。

以上、この案件は資料2の1ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問なし)

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長（中村会長）

賛成多数により、適切と認めます。

議案第19号 農用地利用集積計画（案）の決定について

- 議長（中村会長） それでは、議案第19号農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
- 事務局（中島） はい、議案書の3ページから4ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規が1件、移転が1件で、合計16,647㎡の集積計画案です。1番の移転の案件については、令和4年から令和8年の4年間の利用権を、貸し手である■■■■と■■■■とが新規設定をしています。今回は、継続期間中に受けて側の名義のみが■■■■に変更になり、移転申請という形を取っています。尚、貸し手である■■■■の記名捺印は、移転申請書にある事を確認しております。
- 以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。
- 議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
- （意見、質問なし）
- 議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第19号農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。
- （挙手多数）
- 議長（中村会長） 賛成多数により適切と認めます。

議案第20号 競売買受適格証明願について

※ 議案 第20号の案件の内容を公開することにより、競売事件の公正な執行の妨げとなる恐れがあるため、非公開とします。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、加納委員から報告をお願いします。

加納委員

それでは、報告します。位置図の資料1は3ページから8ページを併せてご覧ください。

整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

3番の転用目的はオープンテラス建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は北側水路に流す計画です。

4番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

5番の転用目的は資材置場建設です。隣地境界に擁壁があり、雨水は東側道路側溝に流す計画です。

6番の転用目的は駐車場建設です。現状のまま利用し、雨水は道路側溝に流す計画です。

以上6件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めまし

議長（中村会長）

事務局（橋本）

た。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は3ページから8ページを併せてご覧ください。

1番は[]地内にあり、田、面積183㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第1種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は[]地内にあり、田、面積187㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第1種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は[]地内にあり、田、面積215㎡、転用目的はオープンテラス建設です。譲受人は、[] []を目的としており、[] []を建設するのに伴い、申請地を購入してオープンテラスを建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、譲受人は申請地の周辺集落に居住しており、他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。

4番は[]地内にあり、田、面積92㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、申請地と隣接地を一体で購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、総面積464㎡の併用1/3以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。

<p>田端委員</p> <p>事務局（橋本）</p> <p>大家職務代理 事務局（橋本） 大家職務代理</p> <p>事務局（橋本） 大家職務代理 事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>ります。6番は申請地の隣の青枠に申請者が居住していますので、集落接続となります。県の方に確認をとっています。</p> <p>他地目併用と集落接続は意味が違いますが、他地目併用とはどういうことですか。</p> <p>他地目併用は、第1種農地の場合、併用する農地以外の土地の1/3まで、第2種農地の場合は1/2までの条件で転用申請することができます。</p> <p>公衆用道路の払い下げはできるのですか。</p> <p>既に譲渡人へ払い下げをして、登記も変更しています。</p> <p>払い下げをしたということは、地目も変わっているのですか。</p> <p>許可が出た後、一緒に地目変更をするそうです。</p> <p>地目変更が終わったか、後日確認をしてください。</p> <p>わかりました。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第22号 非農地証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>加納委員</p>	<p>次に、議案第22号非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、加納委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料1は、9ページから10ページを併せてご覧ください。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>1番は、現況が山林または原野であり、農地の状態ではないと判断しました。</p> <p>2番は、現況が山林または原野であり、農地の状態ではないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は9ページから10ページ、資料1の位置図は9ページから10ページ、資料2の明細書は2ページを併せてご覧ください。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>1番は■■■■地内にあり、田18筆、畑41筆、面積計25,730.61㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は山林または原野になっており、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、田5筆、畑11筆、面積計2,701㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は山林または原野になっており、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第22号非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（挙手多数） 賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第10号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動による活動報告）

議長（中村会長）	次に、報告第10号農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	私の方からの報告です。5月13日常設審議委員会で5条案件4件、一時転用は1件、こちらは加賀市の案件ですが、いずれも許可相当ということです。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）	（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明） 転作確認は、今年より委員の方々にも協力をお願いしています。
荒谷委員	確認ですが、活動報告の様式が変わりましたが、そちらに記入するのですか。1・1・1運動から農地利用最適化活動に呼び方が変わったのですか。
事務局（宮下）	どんな活動でもいいので、まずは新しい様式へ記入してください。改めて活動をするというより、普段の活動を記入をお願いします。1・1・1運動という言葉は残りますが、記録として残すために農地利用最適化活動の方へ移行するということです。
議長（中村会長）	まずはどんなことでも活動記録として、記入して行ってください。ほかに何かありませんか なければ、以上をもちまして、令和4年第5回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後3時19分）